

IV 事業実施状況

1 巡回相談

令和3年度における相談状況は、表1に見られるように、61件である。

主訴別では、障害が91.8%を占めている。

表1 センター別巡回相談状況

センター別	相談件数	相談主訴別				
		養 護	障 害	非 行	育 成	(不登校)
中 央	0	0	0	0	0	0
西 濃	0	0	0	0	0	0
中 濃	18	0	18	0	0	0
東 濃	34	5	29	0	0	0
飛 騨	9	0	9	0	0	0
計	61	5	56	0	0	0
構成比 (%)	100%	8.2%	91.8%	0	0	0

2 療育手帳交付判定業務

療育手帳は、知的障がい児に対し一貫した相談、指導を行うとともに、これらの児童に対する各種の援助措置を受けやすくするために交付されるものである。

子ども相談センターは、18歳未満の知的障がい児の判定業務をしており、令和3年度の状況は次表のとおりである。

また、表2-2は療育手帳交付状況で、児童1,000人あたり19.8人の児童が手帳を所持している。

表2-1 療育手帳判定状況

センター別	新・再別	A-1(最重度)			A-2(重度)			B-1(中度)			B-2(軽度)			非該当		
		新規判定	再判定	計	新規判定	再判定	計	新規判定	再判定	計	新規判定	再判定	計	新規判定	再判定	計
中 央		5	40	45	27	81	108	59	70	129	259	189	448	20	9	29
西 濃		7	10	17	15	33	48	34	28	62	96	54	150	14	8	22
中 濃		4	24	28	12	46	58	34	35	69	123	111	234	35	12	47
東 濃		8	20	28	5	38	43	14	42	56	68	85	153	8	6	14
飛 騨		1	7	8	2	14	16	6	11	17	25	34	59	11	1	12
合 計		25	101	126	61	212	273	147	186	333	571	473	1,044	88	36	124

センター別	新・再別	新規判定	再判定	計
中 央		370	389	759
西 濃		166	133	299
中 濃		208	228	436
東 濃		103	191	294
飛 騨		45	67	112
合 計		892	1,008	1,900

表2-2 療育手帳交付状況

令和4年3月31日現在

	市郡別	A-1	A-2	B-1	B-2	計
中 央	岐 阜 市	132	181	176	672	1,161
	羽 島 市	20	33	37	163	253
	各 務 原 市	48	51	65	247	411
	山 県 市	7	4	12	30	53
	瑞 穂 市	25	26	34	149	234
	本 巢 市	11	13	15	62	101
	羽 島 郡	14	21	26	97	158
	本 巢 郡	7	7	11	38	63
	計	264	336	376	1,458	2,434
西 濃	大 垣 市	36	69	75	258	438
	海 津 市	7	8	17	52	84
	養 老 郡	7	9	10	25	51
	不 破 郡	9	14	9	58	90
	安 揖 郡	11	16	17	60	104
	揖 斐 郡	11	24	31	114	180
	計	81	140	159	567	947
中 濃	関 市	20	36	53	227	336
	美 濃 市	4	7	6	22	39
	美 濃 加 茂 市	22	35	37	142	236
	可 児 市	25	53	56	202	336
	郡 上 市	10	12	11	53	86
	加 茂 郡	7	22	19	71	119
可 児 郡	3	4	7	34	48	
	計	91	169	189	751	1,200
東 濃	多 治 見 市	26	34	53	165	278
	中 津 川 市	21	18	33	77	149
	瑞 浪 市	6	18	11	58	93
	恵 那 市	7	19	20	42	88
	土 岐 市	15	19	29	99	162
	計	75	108	146	441	770
飛 騨	高 山 市	32	37	38	114	221
	飛 騨 市	8	6	7	16	37
	下 呂 市	7	9	11	41	68
	大 野 郡	0	0	1	3	4
	計	47	52	57	174	330
	そ の 他	0	0	0	0	0
	合 計	558	805	927	3,391	5,681
	比 率(%)	9.8%	14.2%	16.3%	59.7%	100.0%

※比例(%)は、小数点以下第二位で四捨五入。

3 里親及び小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)

里親とは、家庭での養育に欠ける児童、家庭での養育が困難となった児童を親に代わって家庭に引き取り養育する制度である。

子ども相談センターは、里親として認定・登録された方への児童の養育の委託、県内児童養護施設(10施設)のショート里親事業の支援をしている。

また、フォスタリング機関の協力を得ながら施設入所児童ホームステイ事業や各種の研修事業等を行い、里親制度の推進及び資質向上に努めている。

小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)とは、保護者のいない児童又は保護者に監護させることが適当でない児童に対し、養育者の住居において児童の養育を行うものであり、一定の基準以上に受託経験のある里親や施設職員が開設することができる。

表3-1 里親状況の推移(ファミリーホーム含む)

(令和4年3月31日現在)

年 度	登録里親数	委託されている里親数	委託児童数	委託されている里親数 登録里親数 (%)
1	192	50 (1)	64 (1)	26.0
2	199	44 (1)	71 (1)	22.1
3	238	49 (3)	84 (3)	20.6

(注) ()内の数字は他県から受託している里親数(再掲)及び児童数(別掲)

表3-2 圏域ごとの里親委託状況(ファミリーホーム含む)

(令和4年3月31日現在)

年 度	登録里親数	委託されている里親数	委託児童数	委託されている里親数 登録里親数 (%)
中 央	87	25	49	28.7
西 濃	37	5	7	13.5
中 濃	45	9 (2)	13 (2)	20.0
東 濃	43	9 (1)	13 (1)	20.9
飛 騨	26	1	2	3.8
計	238	49 (3)	84 (3)	20.6

(注) ()内の数字は他県から受託している里親数(再掲)及び児童数(別掲)

表3-3 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の状況(令和4年4月1日現在)

ファミリーホーム名	定員	措置人員
わらべの里のむく	5	4
ぼてとっこ	6	6
ひだまりの家	6	3
ピーナツファミリー	6	2
ファミリーホーム日野	6	5
ファミリーホームゴロゴロくん	6	5

表3-4 里親・ファミリーホーム 委託児童の養育期間の状況 (令和4年4月1日現在)

性別	～1年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年～	計
男	19	5	4	6	3	3	4	0	0	0	2	46
女	13	4	3	4	2	2	2	0	3	0	2	35
計	32	9	7	10	5	5	6	0	3	0	4	81

表3-5 委託中の里親の年齢状況 (令和4年4月1日現在)

里 父						里 母					
20代	30代	40代	50代	60代 以上	計	20代	30代	40代	50代	60代 以上	計
0	5	8	6	8	27	0	4	13	13	14	44

4 ショート里親事業

1 趣旨等

- (1)趣旨 週末や学校等の休業期間を利用して、県内の児童養護施設に入所中の児童に対して、一般家庭での生活を体験させることにより、当該児童の情緒の安定や社会性の発達を促し、児童の健全な育成に寄与することを目的とする。
- (2)事業主体 岐阜県
- (3)実施施設 県内児童養護施設(10施設)

2 実施結果

- (1)登録里親数 118 世帯
- (2)受託里親数 43 世帯
- (3)委託児童数 58 人
- (4)延日数 502 日

表4-1 施設別登録里親(世帯)数・委託児童数・延日数

センター別	関係施設	ショート登録里親(世帯)	受託里親(世帯)A	委託児童(人)B	延日数(日)
中 央	日本児童育成園	6	6	7	43
	若松学園	13	9	12	182
	誠心寮	2	2	4	45
西 濃	樹心寮	6	2	3	6
	大野慈童園	20	3	4	0
中 濃	美谷学園	18	3	4	127
	合掌苑	6	2	2	6
東 濃	白鳩学園	21	6	9	30
	麦の穂学園	5	5	8	35
飛 騨	夕陽ヶ丘	21	5	5	28
計		118	43	58	502

表4-2 委託児童の内訳

区分 性別	就学前	小学生	中学生	高校生	その他	計
男	0	8	8	7	0	23
女	0	13	15	7	0	35
計	0	21	23	14	0	58

※ショート里親実施要綱設置の趣旨

本事業は、里親希望者が、ボランティア里親、ショート里親へと段階的に里親経験を重ねることにより、里子養育技術の習熟を目指すとともに、施設、里親、子ども相談センターの協働で新規里親の開拓と里親委託を推進することを目的としている。

5 児童虐待保護者等カウンセリング事業

児童虐待に対する対応は、最優先に取り組むべきこととして児童の安全確認や保護であることは当然であるが、児童の最善の利益を図るためには次のステップとして家庭の再統合を目指した保護者等の指導がある。

児童虐待を行う保護者は、自分自身の被虐待体験等による心の問題を抱えている場合もあると言われていたことから、困難な事例については児童福祉司・児童心理司等による指導に加え、より専門性の高い精神科等の医師の協力を得て、保護者等の指導を行っている。

表5 虐待保護者等カウンセリング事業の実施状況

内容別 センター別	カウンセリング		医学的判断		会議等助言	協力医師名
	指導人数 (人)	実施日数 (日)	指導人数 (人)	実施日数 (日)	助言人数 (人)	
中央	5	3	26	10	0	井川 典克
西濃	4	3	15	8	0	井川 典克
中濃	0	0	3	3	0	児玉 佳也
東濃	0	0	0	0	0	村上 俊仁
飛騨	41	12	0	0	0	益田 大輔
計	50	18	44	21	0	

6 児童虐待防止対策事業(研修関係)

きめ細かな児童虐待防止活動を行うため、地域で活動する主任児童委員等に対し、児童虐待等に関する専門研修を行い、その修了者を地域協力員として登録し、地域連絡網を整備し、子ども相談センターとの一体的な援助活動に関する協力を得ている。

また平成17年度から子どもに関する相談窓口が一元的に市町村となり、要保護児童対策地域協議会設置が法律で明文化されたことから、地域での組織づくりの中心となる関係者や関係機関の専門性の向上をめざし専門研修を実施した。

表6 児童虐待防止地域協力員連絡会議実施状況

実施年月日	会場・参加人員	内容	講師
令和3年 11月1日(月)～ 11月30日(火)	YouTube限定公開 参加者(337名)	「体罰等によらない 子育て」	認定NPO法人児童虐待防止全 国ネットワーク 理事 高祖 常子 氏

7 家庭支援電話相談事業

本事業は、児童問題が複雑化、多様化している中、児童や家庭からの電話での相談を高度な専門的知識や技術を有する相談員が行うことにより、家庭及び地域における児童の養育を支援することを目的とする。

この家庭支援電話相談室は、平成2年1月1日より設置され、岐阜県全域の児童及び家庭を対象に広く活用されている。

1 事業内容

電話相談は、毎日(日曜日、祝日、年末年始を除く)実施

開設時間は、8時45分～21時(ただし、土曜日は8時45分～17時)

専用電話番号 058-213-8080

0120-76-1152

2 電話相談員 3名

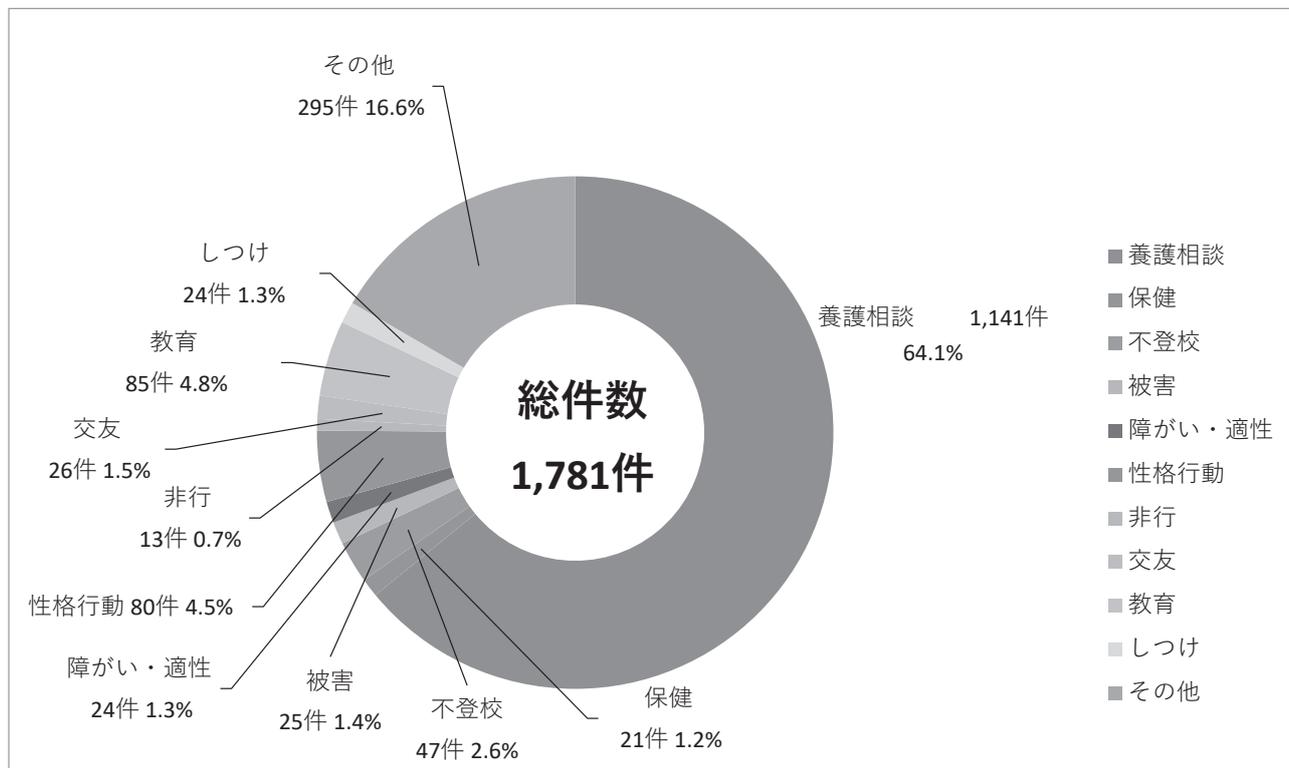
3 相談の内容別状況

総件数は1,781件で、昨年度の1,994件と比べて89%に減少した。

全体に占める養護相談件数の割合は、昨年度の58%から64%と増加した。

「その他」の相談には、児童とは直接関係しない家庭に関する相談が多く含まれている。

図1 電話相談の内容別状況



4 児童からの相談内容状況

	養護	保健	不登校	被害	適性・障害	性格行動	非行	交友	教育	しつけ	その他	合計
4月	94(2)	2(0)	3(1)	2(2)	6(0)	2(0)	0(0)	2(1)	9(0)	0(0)	21(4)	141(10)
5月	86(4)	1(1)	8(4)	3(3)	1(0)	9(6)	1(0)	1(0)	5(0)	1(0)	30(10)	146(28)
6月	102(0)	1(0)	2(2)	3(2)	4(0)	7(1)	1(0)	4(2)	5(0)	2(0)	32(14)	163(21)
7月	116(0)	3(0)	3(2)	1(0)	1(0)	10(0)	0(0)	4(3)	10(4)	2(0)	27(9)	177(18)
8月	104(7)	4(1)	1(0)	0(0)	1(0)	4(1)	0(0)	0(0)	4(1)	2(0)	19(7)	139(17)
9月	115(6)	1(1)	4(0)	3(1)	2(0)	3(0)	0(0)	4(1)	7(1)	1(0)	24(7)	164(17)
10月	95(0)	0(0)	10(1)	3(2)	2(0)	11(4)	1(0)	4(1)	4(0)	1(0)	34(7)	165(15)
11月	112(0)	1(0)	1(0)	2(1)	0(0)	8(0)	2(0)	1(0)	10(0)	2(0)	16(8)	163(9)
12月	95(1)	0(0)	3(1)	2(1)	2(0)	7(1)	2(0)	0(0)	8(3)	1(0)	19(5)	139(12)
1月	80(1)	2(0)	1(0)	2(1)	1(0)	7(0)	0(0)	0(0)	5(0)	3(0)	22(4)	123(6)
2月	65(0)	1(0)	6(0)	3(0)	0(0)	3(0)	3(0)	2(1)	8(1)	1(0)	21(9)	113(11)
3月	77(0)	5(1)	5(0)	1(0)	4(0)	9(5)	3(0)	4(4)	10(0)	8(8)	22(0)	148(18)
合計	1,141(21)	21(4)	47(11)	25(13)	24(0)	80(18)	13(0)	26(13)	85(10)	24(8)	295(84)	1,781(182)

※()内の数字は、児童本人からの相談数

5 過去6年間の相談状況

(1) 相談内容別

	養護	保健	不登校	被害	適性・障害	性格行動	非行	交友	教育	しつけ	その他	合計
平成28年	458	90	75	73	78	165	28	142	155	63	572	1,899
平成29年	872	75	79	18	45	43	20	88	101	39	646	2,026
平成30年	909	43	57	28	55	53	11	61	73	23	626	1,939
令和1年	700	44	52	34	47	71	9	45	55	37	410	1,504
令和2年	1,155	15	52	22	35	99	9	31	83	16	477	1,994
令和3年	1,141	21	47	25	24	80	13	26	85	24	295	1,781

(2) 相談月別

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成28年	172	168	161	251	141	156	146	139	146	123	151	145	1,899
平成29年	143	192	183	223	163	182	201	184	123	138	144	150	2,026
平成30年	164	172	177	178	133	159	166	148	161	162	196	123	1,939
令和1年	96	110	133	183	145	111	147	137	115	113	102	112	1,504
令和2年	142	197	211	180	142	137	162	167	156	177	134	189	1,994
令和3年	141	146	163	177	139	164	165	163	139	123	113	148	1,781

8 子ども相談センター24時間虐待通報ダイヤル

児童虐待に関する通報や相談の件数は増加傾向にあり、児童虐待の未然防止から早期発見、早期対応、再発防止、子どもの自立に至るまでの切れ目のない取り組みが必要とされている。

とりわけ、児童虐待の疑いのある事案を発見した方や児童虐待をしてしまいそうな方々が、市町村窓口や子ども相談センターに対して容易に通報または相談できるしくみや、通報等に対する各機関の的確な対応が求められている。

こうしたことから、岐阜県では児童虐待に関して電話による通報や相談を24時間365日受け付ける体制を強化するため、平成23年8月8日より「子ども相談センター24時間虐待通報ダイヤル」を開設している。

1 受付電話番号

各子ども相談センターに虐待通報相談専用の電話を敷設するとともに、「児童相談所全国共通ダイヤル」への通報をそれらの番号に接続する設定とすることにより、電話受付体制を強化している。

中央子ども相談センター 電話:058-213-0189 (担当地域:岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町)
西濃子ども相談センター 電話:0584-78-4866 (担当地域:大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町)
中濃子ども相談センター 電話:0574-25-3350 (担当地域:関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町)
東濃子ども相談センター 電話:0572-23-1226 (担当地域:多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市)
飛騨子ども相談センター 電話:0577-32-0611 (担当地域:高山市、飛騨市、下呂市、白川村)
児童相談所全国共通ダイヤル 電話: 189 (いちはやく) (お住まいの地域の児童相談所《子ども相談センター》につながります)

2 特徴

平日昼間の時間帯は子ども相談センター職員が通報等を直接受け付け、休日・夜間については専門的な電話相談業務に実績のある民間事業者に委託している。民間事業者は臨床心理士などの資格を有し一定の研修を経た専門性の高い電話相談員を配置し、的確な受付対応や助言等を行うとともに児童虐待などの緊急性の高い事案を速やかに管轄の子ども相談センター職員につなぐことで、24時間、365日、より確実に通報等を受け付ける体制となった。

3 夜間・休日における相談状況

夜間・休日における相談の総件数は1,113件で、相談内容でもっとも多いのはその他(588件)である。また養護相談(413件)のうち児童虐待が354件(全体の31.8%)となっており、相談件数に占める割合は前年より約2.4%増加している。

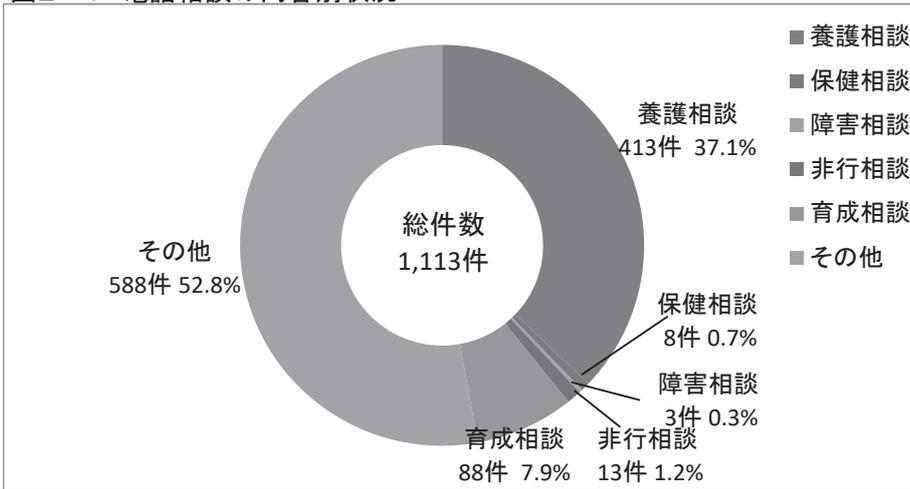
経路別受付の状況は家族親戚が529件(全体の47.5%)と身近な方からの相談が大多数を占めている。

(図2-1, 2参照)

時間帯別受付件数を見ると、平日は夕方から午前1時までの時間帯に、休日は午前9時から午前0時までの時間帯に幅広く相談があり、前年と同様の傾向である。

(図2-3, 4参照)

図2-1 電話相談の内容別状況



※【養護相談の内訳】

養護相談の内訳	件数
児童虐待	354
その他	59

図2-2 経路別受付件数

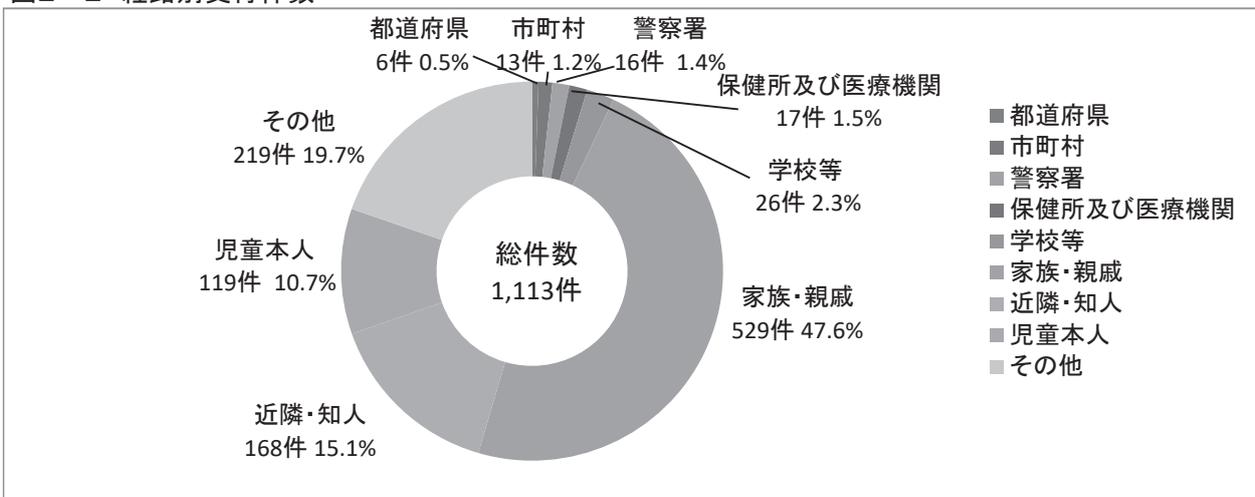


図2-3 時間帯別受付件数(平日)

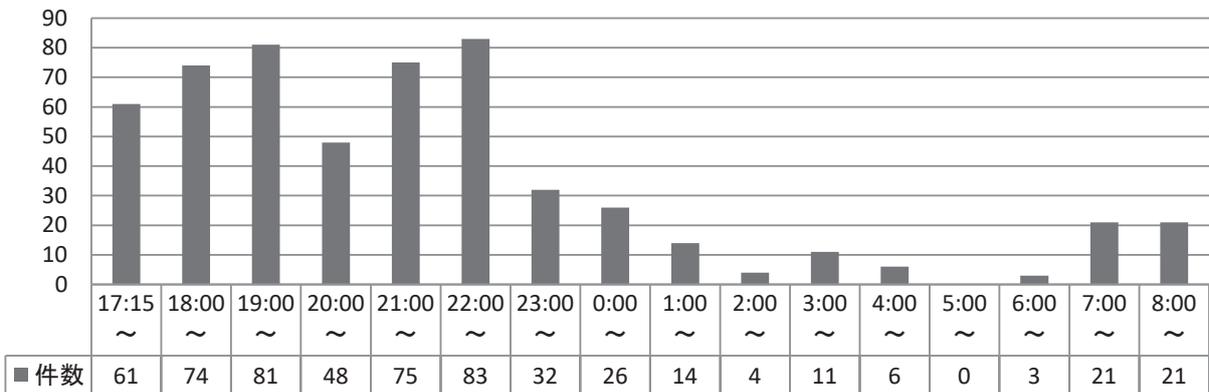
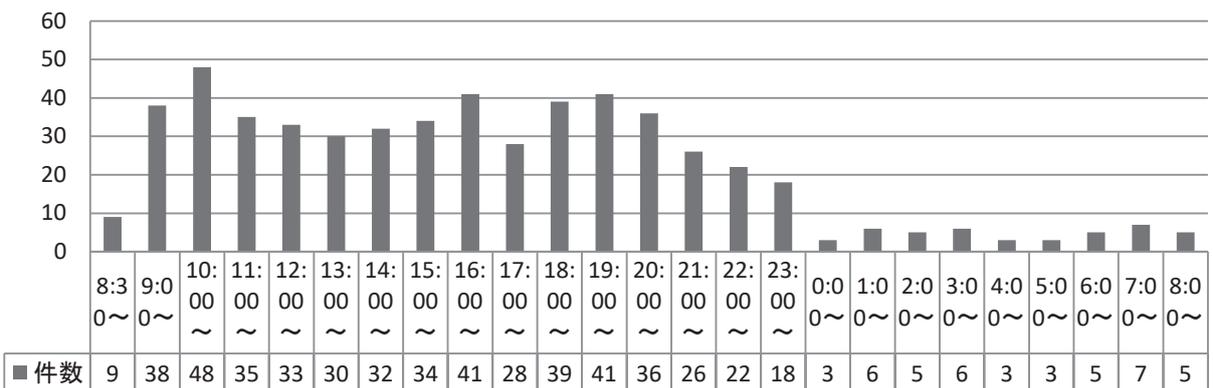


図2-4 時間帯別受付件数(休日)



9 相談体制整備支援事業

要保護児童対策地域協議会への支援

平成17年より市町村が、児童相談の一義的な機関として位置づけられ、要保護児童対策地域協議会の設置が義務づけられた。岐阜県では、平成18年度末に全42市町村に協議会が設置され、子ども相談センターはその運営等に積極的に参加し、市町村の相談体制の強化を図っている。

(参考) 市町村相談受付件数

	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	ぐ犯等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談		
岐阜市	320	399	395	6	9	432	14	4	884	3	2	295	270	68	155	140	3,396
大垣市	74	130	32	0	0	1	0	0	7	1	0	3	6	3	87	41	385
高山市	27	38	4	2	5	40	24	129	95	0	0	702	36	0	2	11	1,115
多治見市	89	39	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	2	0	0	2	137
関市	102	36	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	5	0	0	11	156
中津川市	22	30	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	53
美濃市	18	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	21
瑞浪市	23	8	1	1	0	0	0	0	1	0	0	4	4	0	4	0	46
羽島市	30	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	65
恵那市	24	22	32	0	0	0	0	0	5	0	0	3	6	0	0	31	123
美濃加茂市	38	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	49
土岐市	32	35	9	0	0	0	0	0	0	0	0	1	8	1	0	103	189
各務原市	132	81	10	0	0	3	0	0	1	7	4	9	10	0	11	15	283
可児市	201	142	0	0	0	0	0	0	0	4	0	11	3	0	0	1	362
山県市	15	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	2	4	0	6	11	42
瑞穂市	79	19	0	0	1	0	1	0	28	4	1	1	11	0	6	18	169
飛騨市	29	18	10	0	4	29	3	14	210	0	4	198	100	44	200	314	1,177
本巣市	26	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31
郡上市	13	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	1	46
下呂市	15	5	0	2	0	0	1	1	8	0	0	5	6	3	3	5	54
海津市	22	11	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	3	39
岐南町	22	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	0	0	0	40
笠松町	24	38	1	0	0	0	0	0	2	2	0	1	3	0	6	11	88
養老町	6	4	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	13
垂井町	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	27
関ヶ原町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神戸町	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	7
安八町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
輪之内町	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
揖斐川町	8	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	21
大野町	21	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1	0	0	33
池田町	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
北方町	7	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	11
坂祝町	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
富加町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	73	35	109
川辺町	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
七宗町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八百津町	9	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1	15
白川町	6	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	2	0	1	9	20
東白川村	0	0	3	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	20	6	31
御嵩町	14	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17
白川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1,488	1,176	497	11	19	508	44	150	1,245	25	11	1,245	494	123	582	774	8,392

10 岐阜県子ども相談センター職員研修会実施結果

子ども相談センターでは、職員の資質向上のために毎年研修を行っている。
令和3年度の職員研修は次の通り。

1 児童虐待対応に関する警察との合同訓練

子相	実施年月日	場所	参加人数	内容
中央	令和3年 11月30日	岐阜県中央子ども 相談センター 大会議室	警察職員 12名 子相職員 13名 弁護士 1名 市町職員 1名 (合計27名)	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士から立入検査、臨検・捜索制度についての講話 ・子相と警察等関係機関との合同訓練 ・シナリオ用いた臨検、捜索、立ち入り訓練の実施
西濃	令和3年 10月29日	墨俣さくら会館 (大垣市) 分館大会議室	警察職員 7名 子相職員 9名 弁護士 1名 市町職員 8名 (合計25名)	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士から立入検査、臨検・捜索制度についての講話 ・子相と警察等関係機関との合同訓練 ・シナリオ用いた臨検、捜索、立ち入り訓練の実施
中濃	令和3年 10月14日	可茂総合庁舎 大会議室	警察職員 5名 子相職員 14名 弁護士 1名 市町村職員 5名 (合計25名)	<ul style="list-style-type: none"> ・子相と警察等関係機関との合同訓練 ・弁護士から立入調査、臨検・捜索制度についての講話 ・シナリオを用いた臨検、捜索、立ち入り訓練の実施
東濃	令和3年 7月30日	東濃西部総合庁舎	警察本部 1名 警察職員 5名 子相職員 14名 市職員 10名 (合計30名)	<ul style="list-style-type: none"> ・子相、警察、5市の合同訓練 ・シナリオを用いた臨検、捜索訓練の実施 ・ロールプレイの実施
飛騨	令和3年 10月21日	高山市 丹生川支所	警察職員 4名 子相職員 8名 弁護士 1名 市町村職員 7名 (合計20名)	<ul style="list-style-type: none"> ・子相、警察、3市1村の合同訓練 ・虐待死亡事例を通じた児童相談所、警察、市町村の連携について ・立ち入り調査訓練

2 児童心理司等研修会実施結果

実施年月日	場所	参加人数	内容
令和3年4月16日	中央子ども相談センター	子相児童心理司・心理判定業務専門職 24名	<ul style="list-style-type: none"> ・講義：面接の仕方、心理診断、療育手帳判定業務、障害者総合支援法
令和3年10月8日	中央子ども相談センター	子相児童心理司・福祉司 32名	<ul style="list-style-type: none"> ・講義：医療機関と子相との連携 ・事例検討（2例）
令和3年11月9日	中央子ども相談センター	子相児童心理司 24名 (復命研修：別途 心理司+心理判定業務専門職 9名)	<ul style="list-style-type: none"> ・講義：CARE ・復命研修：新版K式発達検査 2020